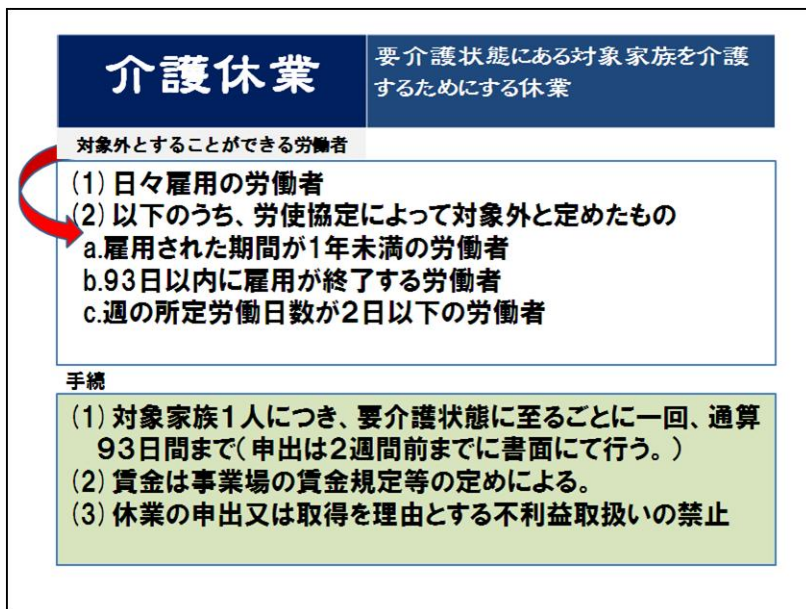


6-10 介護休業



労働者（日々雇用される者を除く）は、その要介護状態（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態）にある配偶者、父母、子、配偶者の父母、同居しかつ扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫を介護するために、対象家族一人につき、通算93日まで（勤務時間の短縮等の措置が講じられている場合はそれとあわせて93日）の期間を限度に、介護休業を事業主に申し出ることができる（11条1項）。事業主は、申し出を拒むことはできない（12条1項）。

介護休業の申し出は、対象家族1人につき、要介護状態に至るごとに1回。申し出は、休業開始の2週間前までに書面等で行う。

事業主は、介護休業の申出を受けた場合、その旨並びに介護休業の開始及び終了予定日等を労働者に通知しなければならない（則22条2項）。

なお、図表 6-11 に示すように、一定の範囲の労働者は育児休業の対象から外すことができる（一定要件を満たす有期雇用契約者は介護休業の申し出が可能である）。

介護休業中の賃金は、育児・介護休業法には規定がないから、事業場の賃金規定等の定めによる。ただし、雇用保険から休業開始前賃金の40%が「介護休業給付金」として支給される。